

お客様各位

 セントラル商事株式会社

平成 23 年 1 月からのお取引に関する留意事項

平成 23 年 1 月 4 日から証拠金制度及び取引ルール等が以下の通り変更になりますのでお知らせします。

1. 証拠金制度の変更

日本の商品先物市場は、独自の証拠金制度で行ってききましたが、内外の証拠金制度との整合化を図り、且つ投資家にとっての簡明性と利便性を向上させるため、証拠金取引の分野で国際標準となっている SPAN 証拠金に準拠するよう、(株)日本商品清算機関(以下「JCCH」という。)において変更されることとなりました。

SPAN[®]証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉状況(ポートフォリオ)全体から生じるリスクに応じて証拠金額を計算することとなります。そのために、JCCH が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値(変数)を決定し、それを使用して、最低限必要な証拠金額を算出することとなります。

定義(受託契約準則第 2 条参照)

①「委託者証拠金」とは、JCCH の取引証拠金に関する規則に規定する委託者の取引証拠金維持額を下回らない範囲において当社が定める金額を言います。

i) 当社は、お客様が保有する全建玉に対して、商品毎に売り買いの多い方の建玉枚数を集計し委託者証拠金を設定しています。

ii) 当社では、発注時に取引に必要な証拠金を預託していただくか又は預り証拠金余剰額が必要となります。

$$\begin{aligned} \text{委託者証拠金} &= \text{証拠金所要額} (\times \text{任意料率}) + \text{受渡証拠金} \\ \text{取引証拠金維持額} &= \text{証拠金所要額} + \text{受渡証拠金} \end{aligned}$$

②「受入証拠金の総額」とは、お客様が預託した証拠金(預り証拠金)から、現金支払予定額(現金授受予定金額がマイナスの場合の金額)を、差し引いた金額を言います。

$$\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金額} - \text{現金支払予定額}$$

③建玉を維持するためには、「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

$$\begin{aligned} & \text{〔建玉を維持するために必要な状態〕} \\ & \text{受入証拠金の総額} \geq \text{委託者証拠金} \end{aligned}$$

④総額の不足額又は現金不足金額のいずれかが発生した場合、証拠金の追加預託が必要となります。受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになり、この時の不足額を「総額の不足額」と言います。

$$\begin{aligned} \text{総額の不足額} &= \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金} \\ & * \text{計算の結果がマイナスの場合} \end{aligned}$$

⑤「現金不足額」とは、預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた金銭の額が「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

$$\text{現金不足額} = \text{預り証拠金のうち現金} - \text{現金支払予定額}$$

⑥「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を言い、「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額に未清算の売買差損益金を加減し、かつ、未清算の手数料を差し引いた額を言います。

$$\begin{aligned} \text{現金支払予定額} &= \text{現金授受予定額がマイナスの場合の金額} \\ \text{現金授受予定額} &= \pm \text{値洗益金通算額} \pm \text{売買差損益金} - \text{手数料(消費税含)} \end{aligned}$$

⑦「証拠金の不足額」とは、「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

$$\text{証拠金の不足額} = \text{「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額}$$

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用(充用)をすることができますが、「現金不足額」については、必ず現金で預託していただく必要があります。また、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

なお、充用有価証券の種類およびその充用価格については別途お問い合わせください。

⑧証拠金不足は、例えば次のような場合に発生します。

i) 新規注文により建玉を行った場合には、保有する建玉の状況が変化することになるので、建玉を維持するために必要な「委託者証拠金」が増額して、証拠金不足が生じることがあります。

- ii) 商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。
- iii) 商品相場の状況により「委託者証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。
- これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに不足額を下記の口座にご入金ください。
- なお、証拠金不足が生じた場合であっても、お客様の保有する建玉を全て決済し、売買差損金を清算してお取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

振込口座	みずほ銀行小舟町支店	(当座預金) 1 2 3 4 3
振込先名	セントラル商事株式会社	

⑨証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が、預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合には返還に応じることは出来ません。「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金」を差し引いた金額となります。

$$\text{預り証拠金余剰額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金}$$

- 「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社の登録外務員に出金の指示を行ってください。当社は、お客様から請求のあった日から起算して4営業日以内に、ご指定のお客様口座にお振り込みいたします。
- なお、当社では値洗益金の払い出し（出金）および値洗益金の証拠金振替えは行っておりません。

2. 手数料の徴収…仕切注文の成立時に、売買枚数に応じた手数料（消費税含）を預り証拠金から差し引き徴収します。

3. 立会時間と計算区域について

取引所名	商品	日中立会	夜間立会
(株)東京工業品取引所	金・銀・白金・パラジウム 原油・ガソリン・灯油・軽油	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 翌朝4:00
	ゴム	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 19:00
(株)東京穀物商品取引所	とうもろこし・一般大豆・Non-GMO大豆・小豆・アラビカコーヒー ロブスタコーヒー・粗糖	9:00 ~ 15:30	17:00 ~ 23:00

※東京穀物商品取引所は、ザラバ取引となります。なお、「取引所受託契約準則」もご参照ください。当社の対面口座取引での受注時間は、午前8時30分から午後6時00分までとさせていただきます。

4. 留意事項

①証拠金不納による建玉処分について（受託契約準則第14条第1項参照）

委託を受けた取引について、毎日の取引証拠金の過不足計算をした結果、総額の不足額または現金不足額が生じたこととなったときは、いずれか大きい不足額以上の額を、お客様は、翌営業日正午までに差し入れる必要があります。この時刻までにお客様から当該不足額の差し入れがなく、かつ、どの取引について処分を行うかにつき指示がない場合、お客様の計算により建玉の全部又は一部を任意で処分することになりますので、あらかじめご注意ください。

②納会日の対応について（現金決済先物取引・指数先物取引を除く）（受託契約準則第15条第3項、第4項参照）

商品取引所では、受渡しを予定していない取引の全てが納会日当日に決済しきれない可能性がありますので、受渡しを行う意思のない取引の市場からの離脱を図るべく、お客様に納会日の前営業日の午後4時までの指示を義務づける他、受託取引参加者はこの期限を前倒してできることが規定されており、当社では以下の日時（以下「指示日」という。）に、お客様から決済方法について指示を受けることとし、お客様が「指示日」において受渡しにより決済をすると指示された場合、午後4時までに倉荷証券又は総取引代金の差し入れがないときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引をお客様の計算において転売又は買戻しにより処分することになりますのでご注意ください。

取引所名	商品	指示日(休業日の場合線上)
(株)東京工業品取引所	現物先物商品	当月限納会日の属する月の15日の午後4時
(株)東京穀物商品取引所	とうもろこし・一般大豆 アラビカコーヒー・ロブスタコーヒー	当月限納会日の属する月の1日の午後4時
	Non-GMO大豆・小豆・粗糖	当月限納会日の属する月の15日の午後4時

以上

ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

■本社： TEL 03-5542-8911(代表) ■大阪支社： TEL 06-6261-7000(代表) ■名古屋支店： TEL 052-582-1161(代表)

お客様相談窓口 TEL 0120-975-002 (平日:午前9時~午後5時)

■Eメール: kanri@central-shoji.co.jp ■http://www.central-shoji.co.jp